

令和5年度 久慈市立山形中学校運動部活動に係る活動方針

本校では、部活動に係る活動方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（県教委）、「久慈市立中学校の部活動運営方針」（市教委）に則り、以下のとおりとする。

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の調和のとれた発育・発達と体力向上に寄与し、豊かな人間性や生活の充実など、生徒の「生きる力」を育むものであることから、学校教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な運動部活動の運営を図っていく。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制するものではない。本校では、部活動のもつ意義を保護者・生徒に丁寧に説明し、参加を促していく。

2 本校の活動方針

(1) 適切な運営のための体制整備

① 活動方針及び活動計画等の策定・公表

ア 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化等を図る観点から、円滑に部活動が運営できるよう、部活動数の調整や顧問の配置等を適正に進める。

イ 部活動外部指導者（部活動指導員を含む）は、校長の総括管理のもと、部顧問と連携・協力しながら技術的指導及び補助を行う。

ウ 校長は、部活動に係る活動方針について、教職員、部活動外部指導者（部活動指導員を含む）、保護者等が共通理解を図る機会を設定する。

エ 校長は、生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、地域や保護者との連携に努める。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.3）、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（R1）及び「久慈市立中学校の部活動運営方針【改訂版】」（R3.7）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解したうえで合理的かつ効率的・効果的な練習となるよう指導にあたる。

② 健康への配慮

ア 気象によって生徒の身体に害する影響を及ぼすことが考えられる場合は活動を原則行わないこととし、生徒の命を守ることを最優先とする。

イ 大会や対外試合等においても、気象によって生徒の身体に害する影響を及ぼすことが考えられる場合は、実施の延期や見直し等、柔軟に対応することとし、必要に応じて主催する関係団体等と連携を図る。なお、広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、下記を基準とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

◇久慈市立山形中学校 部活動休養日及び活動時間の基準

- 1 週当たり2日（原則として土・日のどちらかと月曜日）以上の休養日を設ける。
- 2 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。
- 3 学校閉庁日は休養日とする。

(附則)

- ※1 部活動を補完する活動（父母会練習・スポーツ少年団活動・協会主催の練習）が行われる場合は、部活動時間と合わせて、活動日と活動時間の基準を超えない活動とする。
- ※2 長期休業中の活動は、この基準に準じた扱いとする。
- ※3 生徒が部活動以外の多様な活動ができるよう、部活動毎にある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※4 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ※5 学校休業日に大会や練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日の活動時間をもって調整する。
- ※6 活動時間には、移動時間や準備、片付け等の時間は含まない。
- ※7 気象状況により活動予定日を休養日とした場合、他の日で活動日を調整することができる。
- ※8 部活動毎に活動の実態を考慮し、月間・年間単位での活動頻度を調整しながら、活動時間の目安や参加する大会の数の上限の目安の設定に努める。
- ※9 全校トレーニング、自主トレーニングはこの基準に該当しないものとする。
- ※10 定期試験前の一定期間は、部活動休養日とする。
- ※11 部毎のミーティングや集会については休養日と同等の扱いとする。
- ※12 優秀な成績により県強化指定を受けた個人及び団体の強化練習への参加については、生徒への負担が過重とならないよう協議し、休養日の調整を行う。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

① 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、特設部の活用（中体連個人競技出場希望者、駅伝部、合唱部等）や部員数の減少により本校単独で活動が困難な場合には合同チームでの出場等の取組を推進していく。

② 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体やスポーツ少年団との連携を図り、保護者の理解と協力による学校と地域がともに生徒を育成するという観点に立った、地域におけるスポーツ・文化環境の整備を推進する。

(5) 参加する大会等の見直し

① 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

② 中総体及び新人大会、その他協会主催の大会等への参加は、1か月当たり1大会を目安とし、年間では多くとも12大会までとする。

3 その他

本部活動方針については、国や県、市などの動向に留意し、生徒や職員、保護者や地域などの意見を大切にしながら、必要に応じて見直しを図る。